

プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関する  
ワーキンググループ（第11回）

令和4年4月22日

【宋戸主査】 それでは、定刻でございますので、ただいまより「プラットフォームサービスに関する研究会 プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ第11回会合」を開催いたします。

本日は皆様お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。

事務局より、ウェブ開催に関する注意事項について御案内がございますので、よろしくお願いたします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 事務局、消費者行政第二課の丸山でございます。

ウェブ開催に関する注意事項を御案内させていただきます。

本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

構成員の方々におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにいただけますようお願いいたします。

御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。

発言する際には、マイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたらいずれもオフに戻してください。接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。

そのほか、チャット機能で随時事務局や主査宛てに連絡いただければ対応させていただきます。

本日の資料は、本体資料が資料1及び資料2、参考資料が1から4までとなります。このうち資料2-2のKDDI株式会社様のモニタリングシート並びに資料2-4の楽天モバイル株式会社様の説明資料及びモニタリングシートには、一部構成員限りの情報が含まれて

おります。構成員の皆様には別途構成員限り資料を御用意してあります。

注意事項は以上となります。

本日、板倉構成員は17時頃からの御参加、石井構成員は16時40分頃までの御参加となります。

これ以降の議事進行は宍戸主査をお願いしたいと存じます。

宍戸主査、よろしくお願いたします。

**【宍戸主査】** 承知しました。それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、まず事務局より、利用者情報の取扱いに係るモニタリングについて御説明をいただきます。その後、アジェンダの2番目でございますが、事業者モニタリングを、株式会社NTTドコモ様、KDDI株式会社様、ソフトバンク株式会社様、楽天モバイル株式会社様の順に、各社様から利用者情報の取扱いについて御説明をいただき、それぞれ質疑応答を行うと、このような手順を進めたいと思います。

それでは、まず事務局より資料1に基づき、利用者情報の取扱いに係るモニタリングについて御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

**【丸山消費者行政第二課課長補佐】** 事務局の消費者行政第二課、丸山です。

資料1に基づきまして、「利用者情報の取扱いに係るモニタリングについて」ということで御説明申し上げます。

1ページ目を御覧ください。こちらは昨年の9月に取りまとめられましたプラットフォームサービスに関する研究会の中間とりまとめでございます。この中で利用者情報の取扱いに関する今後の取組の方向性ということで示されております。3番、赤く囲ってあるところですが、定期的なモニタリングの実施ということで、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインに必要事項を定め、その遵守状況や事業者の自主的な取組の状況を定期的にモニタリングするということとされております。

2ページ目を御覧ください。これに基づきまして、本年4月1日に施行された電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン第45条第2項において、「本ガイドラインの遵守状況及び電気通信事業者による情報の取扱いについては、前項の本ガイドラインの見直しに必要な限度において、定期的にモニタリングを行い現状を把握することとする。」としております。下に書いてあるのは、この該当部分の解説の記載内容になります。

こういったことに基づきまして、本ワーキンググループにおいて、利用者情報の取扱いに関するモニタリングを行うこととしております。本日は携帯電話事業者4社様、後日、

プラットフォーム事業者様に対してモニタリングを行っていただくこととしております。

3 ページ目を御覧ください。実際の質問項目になります。昨年も本ワーキンググループにおいてヒアリングとして実施しておりますが、黒く示されている部分が昨年ヒアリングを行った項目になりまして、赤い部分が今年度追加したもの、あるいは若干修正したものとなっております。実際のモニタリング事項については参考資料2に、モニタリング内容については参考資料3にお示ししております。

4 ページ目になります。こちらは昨年ヒアリングを行った際のプラットフォーム事業者様の状況に関する結果を参考としてお付けしているものです。

事務局から以上とさせていただきます。

**【宍戸主査】**      ありがとうございます。

それでは、アジェンダの2番目、事業者モニタリングに入りたいと存じます。

まずは株式会社NTTドコモ大橋様より、御説明をお願いいたします。

**【大橋氏】**      株式会社NTTドコモの大橋でございます。

では、資料2-1に基づき、当社の利用者情報の取扱いにつきまして御説明を申し上げます。

まず1 ページ目でございますが、本日は御覧のような項目に沿って御説明を差し上げてまいります。

2 ページ目でございます。まず、利用者情報・位置情報の取扱い状況について御説明いたします。3 ページに移っていただきまして、ここから昨年3月の本ワーキンググループ第1回会合で発表したものがかなり含まれております。スライド番号の隣にその旨を表示しておりまして、前回と全く同じ場合はこの青い四角で表示をさせていただいております。

まず利用者情報・位置情報の取得利用につきましては、1年前と変わらずですが、契約者の属性情報、購買情報等の利用者情報や、位置情報、dポイントクラブ会員の購買情報、アプリ利用履歴、アンケートデータといったものを取得しております。

4 ページでございます。こちらは、dポイントクラブの会員情報をベースとして、その情報の活用方法をイメージにしたものでございます。dポイントクラブの「会員基盤」を軸といたしまして、お客様のパーソナルデータを自社サービスや、パートナーとの“協創”サービスのために有効活用しているというものを示したものとなっております。

5 ページでございます。パーソナルデータの活用についてのイメージ図となっております。パーソナルデータの活用につきましては、パーソナルデータを分析しまして、お客

様の趣味・嗜好に合わせたおトクなクーポン・サービスなどの特典を御提供しております。また、パーソナルデータをお客様の同意に基づきましてパートナーへ提供する際は、氏名、電話番号、メールアドレスなどは削除をしています。

6ページでございます。広告モデルへの活用について御説明いたします。当社といたしましては、ターゲティングや統計解析のために、cookieや位置情報を取得して様々な広告媒体に活用しているところでございます。

7ページでございます。こちらは新しい内容となっておりますが、利用者情報のプロファイリング・セグメント化について御説明いたします。お客様一人一人に向けてサービスを御提案するために、サービス利用履歴、ウェブサイトの閲覧履歴、位置情報等のパーソナルデータを活用し、お客様分析を行っております。また、お客様のプライバシーへの配慮を徹底いたしまして、不当な差別、偏見、その他の不利益が生じることがないように留意をしているところでございます。

ここまでが利用者情報・位置情報の取扱い状況に関するところでございます。

続きまして8ページから、利用規約・プライバシーポリシーについて御説明いたします。

9ページ、こちらがパーソナルデータ憲章を中心とした基本原則の下にある、様々な利用規約・プライバシーポリシーといったものの全体像となっております。当社としては、こうした一連のものに基づき適正なプライバシー、パーソナルデータの取扱いについて取り組んでいるところでございます。

10ページでございます。当社といたしましては、利用者情報の取扱いをプライバシーポリシーとして記載をいたしまして、ウェブサイトに公開をしているところでございます。お客様はいつでもパーソナルデータを取得する場合や利用目的等の確認が可能となっております。

11ページでございます。こちらは当社のホームページにおいてプライバシーポリシーにたどり着くための導線を示したものとなっております。プライバシーポリシーにつきましては、当社のホームページのトップページの一番下のところにあるリンクからワンクリックで到達可能という形になってございます。

12ページでございます。プライバシーポリシーに変更が生じた場合のお知らせ方法について御説明いたします。こちらは本年4月1日の改正個人情報保護法の施行に伴う変更についての御説明でございますが、より分かりやすくお伝えするために、当社ウェブサイトにおいてプライバシーポリシーの改定について記載をし、公表をしているところでござい

ます。

13ページでございます。こちらは当社ウェブサイトにおいて携帯電話を御契約いただく際の画面イメージとなっております。契約においてプライバシーポリシーへの同意がどの導線が出てくるかというものを示したものとなっております。御契約いただく際の注意事項ということで、プライバシーポリシーの公開サイトを確認いただけるようなリンク付きの導線を用意しているというところでございます。

14ページでございます。パーソナルデータの取扱い（第三者提供等）に関する同意事項を公表しているものとなっております。当社からパートナーへ第三者提供する際の内容や、位置情報を取得する際の同意事項について、ウェブサイトにおいて公表しているものでございます。

15ページでございます。今御説明した同意事項の具体的な同意取得の導線について御説明いたします。dポイントクラブ入会時の同意画面を示しておりますが、パーソナルデータの取扱いに関する同意事項を必ず表示した上で、チェックボックスにチェックを入れていただくような形で同意を取得しています。特に位置情報を含む行動履歴等のプライバシー性の高いデータに関しましては、こうした形で丁寧に説明した上で同意をいただけるようにしているというところでございます。

16ページでございます。透明性確保に向けた取組といたしまして、当社ではパーソナルデータの活用事例等を「知ってナットク！ドコモのパーソナルデータ活用」という漫画形式にてウェブサイトにて公開をしているというところでございます。

17ページでございます。こちらは「パーソナルデータダッシュボード」について御説明しております。お客様自身がどのような項目に同意をされたかというものを、パーソナルデータダッシュボードを御覧いただくことで、一目で確認ができます。また、設定の変更も可能としているというところでございます。

18ページでございます。今度はオプトアウトの取組について御説明いたします。当社ではパーソナルデータダッシュボードにおいて、第三者提供や位置情報の利用について、オプトアウトできるページを御用意しているところでございます。第三者提供につきましては、提供情報や提供先ごとにオプトアウトが可能となっております。

続きまして19ページでございます。オプトアウトの導線について御説明いたします。dポイントクラブアプリやdポイントクラブサイトの会員情報のメニューから、パーソナルデータダッシュボードへ移ることができます。リンクとしては、2クリックで到達するこ

とが可能となっております。

では、20ページに移りまして、他アプリやサイトを経由した情報収集の状況について御説明いたします。

21ページでございます。当社のウェブサイトにおける情報収集について御説明いたします。お客様が当社ウェブサイトをご覧された際の情報収集について、パーソナルデータを利用している外部サービス（サードパーティの情報収集モジュール等）を自動検出及び漏れなく通知をいたしまして、情報収集を停止するページを御案内しているというところでございます。

22ページを御覧ください。そのような他社ウェブサイトにおける情報収集について御説明いたします。お客様が他社ウェブサイトをご覧された際に当社が情報収集する項目や、情報収集を停止する方法を御案内しているというところでございます。

23ページにお移りください。続いてアプリケーションプライバシーポリシーについて御説明いたします。

24ページでございます。こちらは昨年度と内容は変わっておりませんが、当社が開発するアプリケーションにつきましては、スマートフォン プライバシー イニシアティブを参照し、適切に運用を図っているところとなっております。

25ページにお移りください。続いてPIAの取組について御説明いたします。

26ページでございます。当社といたしましては、パーソナルデータ憲章を制定いたしまして、6つの行動原則に則りデータ活用を実践しているところとなっております。こちらは2018年に制定したのようになっておりまして、そのうちのひとつである「体制整備の行動原則」に則りまして、社内でプライバシー影響評価を行う「PIA制度（Privacy Impact Assessment）」を導入してデータ活用を行っているというところでございます。

27ページでございます。プライバシー影響評価の実施状況ということで、「パーソナルデータ検証運用委員会」と「プライバシー影響評価会議（以下「PIA会議」という。）」の2つを実施しているところでございます。PIA会議につきましては、複数部署のメンバーで構成しておりまして、2022年3月末時点で346件の案件を評価しているというところでございます。

続いて28ページでございます。個人情報保護管理者の設置状況について御説明いたします。

29ページでございます。当社は情報セキュリティ管理責任者（CISO）を配置しており

ます。また、CISOは個人情報保護管理者であるCPOを兼務しております。こちらに書かせていただいておりますとおり、現状は代表取締役副社長がその立場に就いているということになっております。またCISOの配置につきましては、情報セキュリティポリシーにおいて記載をし、公表をしているところとなっております。

最後に、今後に向けての意見とまとめを説明させていただきます。

今後に向けてでございます。ガイドラインの遵守状況の定期的なモニタリングということで今回発表させていただいておりますが、当社といたしましては、国内企業・国外企業にかかわらず、全ての事業者に対して、程度の差はあれど、等しく実行していただければと考えているところでございます。

また、利用者に関する情報の外部送信に係る規律につきましては、事業者負担を考慮するという点ももちろんあろうかとは存じますけれども、利用者保護の観点におきましては、なるべく幅広い方を規律対象としていただくように御検討をお願いしたいと考えております。

32ページでございます。これまで御説明した内容を、まとめとして記載させていただいております。

駆け足とはなりましたが、発表は以上となります。どうもありがとうございました。

**【宍戸主査】** 大橋様、ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、質問あるいはコメント等があれば、10分ぐらいをめぐりにお受けしたいと思います。私にチャット欄でお知らせをいただきたいと思います。

まずは佐藤構成員、お願いいたします。

**【佐藤構成員】** 佐藤でございます。最初に質問するのが恒例となっているので、反射的にお願いをしてしまったところでもあるのですが、大変丁寧な御説明をしていただきまして、特に利用者に対しての情報の開示などを含めて、非常に丁寧に取組をされているということがよく分かりました。

ただ幾つか、検討会という立場を考えていろいろ質問しておかなければいけないことがございます。まず1点目は、今回のモニタリングは、恐らく事務局からモニタリングシートを出されて、それに対して御回答いただくという内容だったと思います。ただそのモニタリングシートの回答において、「別紙にて回答いたします」と書かれています。ヒアリングシートの質問事項に対する回答が、必ずしも具体的に1対1に対応しているところではないため、事務局の判断なのかもしれませんが、御対応をお願いしたいです。

次に、そのモニタリングシートの質問に関わる場所ですが、本ワーキンググループにおいて、いわゆる利用者情報を扱うという観点でいうと、どのような利用者情報を株式会社NTTドコモがお集めになっていらっしゃるかというところが非常に関心事です。それがモニタリングシートでいうと、恐らく1.4「端末からの取得情報（センサー情報等）」というところでは、スライド形式の資料までを含めると、位置情報であるとか、ウェブブラウザの識別子、cookie等があります。確認をしておきたいのですが、本日の口頭での御説明と資料には、その端末のID、またはその端末のIPアドレスといったものは含まれていませんでしたが、含まれていないということは、取得されていないという理解でよろしいのでしょうか。一応念のため確認をさせていただきます。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それぞれの個社への御質問をまとめて対応させていただきたいと思います。また1点目につきましては、事務局できっちり対応して整理するという含めて、引き取らせていただければと思います。

それでは、次に板倉構成員、お願いいたします。

**【板倉構成員】** ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

今回、株式会社NTTドコモが整理いただいて、持っている情報というのは恐らく3種類あると思います。まずは、株式会社NTTドコモの契約者の情報です。これは確実に対象になっているわけですが、dポイントの基盤ということで、必ずしも株式会社NTTドコモと契約がなくとも、dポイントだけの会員の人もいると思います。それから、サイト訪問者というのがありましたので、株式会社NTTドコモの関係のサイト又は他サイトでタグが貼ってあって、訪問する人というのがいると思うのですが、これらはどのように整理されているのでしょうか。

というのは、全て電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（以下「電気通信事業ガイドライン」という。）における利用者情報であるという整理なのか、そうではないが、隣にあるため対象だと考えて、まとめてやられているのかというところがまず前半の質問趣旨となります。後半は、現在、電気通信事業法の一部を改正する法律案が国会に提出されており、本法律案においては、一部の規律について電気通信事業を営む者まで拡大されていますが、電気通信事業を営む者まで拡大された際に、株式会社NTTドコモの契約者の情報は当然入るとして、残りの2つのdポイントだけの会員の情報と、訪問者だけの人の情報というのは入るとお考えなのか。入らないが、守ろうとお考えなのか。

整理をお聞かせいただければと思います。

【宍戸主査】 ありがとうございます。次に石井構成員、お願いします。

【石井構成員】 ありがとうございます。大変丁寧な御説明ありがとうございました。

私からは、ウェブサイトと申しますか、プライバシーポリシーなどの見えやすさについてお聞きできればと思います。内容についてはすごく充実した御説明で、プライバシーポリシー等御説明いただいております、ダッシュボードもつくっていただき、同意事項も確認できるというふうになり、すごく丁寧に御対応いただいている認識です。

しかし、例えばそもそもプライバシーポリシーにアクセスする際に、トップページの一番下のほうに載っているというので、見やすくなっているかというのは、慣れている人はアクセスできるのですが、必ずしもそうでない人にとっては、この小さい文字で表示されていることで簡単にたどり着くことができるのかについて、少し工夫の余地があるような気もしているところです。この辺りについて少しお聞きできればと思います。

もう一つ、お客様が閲覧するウェブサイトでの株式会社NTTドコモの情報収集と利用についてのページは、トップページから何ステップぐらいで行けるようになっているのかなどについてもお聞きできればと思います。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございました。次に小林構成員、お願いします。小林構成員、いかがでしょうか。通信が乱れていらっしゃるようですので、小林構成員はまた後で指名します。

先に古谷構成員、お願いします。

【古谷構成員】 分かりました。

私からは、プライバシーポリシーの改定についてです。どこが変わったのかというのは比較対照表を見れば分かるのだと思いますが、現在の株式会社NTTドコモのページを見た際に、新しいプライバシーポリシーが出ていて、どこが変わったのかよく分かりません。新旧の比較で見ると人というのはそうそういないとは思いますが、そうしたところが分かると良いのではないかという感想を持ちました。

もう一点、プライバシーポリシーについて、利用目的もきちんと図式化されており、非常に分かりやすく書いているという部分もありますが、利用者から見た際に、自分は何ができるのかであったり、コントロールするために何ができるのかという観点からの書きぶりにはなっていません。もちろん、事業者として、このような目的で収集し、このような

責任があり、このように管理するというようなことを書かれているのですが、利用者側から見た際に、どのようなことができるかということも少し考慮されたら良いのではないかという感想を持ちました。

更にもう一点、これは最初の佐藤先生からの御質問にも関係するのですが、モニタリングシートの1.5「取得情報の加工・分析・利用状況」について、分析状況というのが分からず、本日の資料の説明だけでは分かりませんでしたので、「取得情報の加工・分析・利用状況」を御説明いただくと同時に、例えば利用者にそれらを説明しているのかということも併せて教えていただければと思います。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。

資料2-1のモニタリングシートが一番後ろにある別紙において、一応例示はいただいております、これも見ながらではありますが、株式会社NTTドコモ大橋様から、構成員からあった御質問に可能な範囲で御回答いただけますか。

**【丸山氏】** 株式会社NTTドコモの丸山と申します。御質問いただきましてありがとうございます。

まず、最初に佐藤構成員から御質問いただきました、端末ID、それからIPアドレスの点ですが、こちらは双方とも現在取得を行っているという状況でございます。

**【佐藤構成員】** そうしたら書いておいていただかないと、今回の資料では、少なくともそれは読めないと思います。

**【丸山氏】** 承知いたしました。もし、よろしければまた資料への追記等させていただいて、総務省様に御提出する等させていただければと思います。

**【佐藤構成員】** よろしく願いいたします。

**【宍戸主査】** 続いて、板倉構成員等の御質問等をまとめて御回答いただければと思います。

**【丸山氏】** 失礼いたしました。2点目の板倉構成員から御質問いただきました、弊社のdポイントクラブ会員やサイト訪問者というところについて、どのような情報の取扱いかとの考え方ですが、弊社ではこれらをパーソナルデータと資料上も御紹介いたしましたけれども、そうした同じ括りの中で捉えまして、その上でdポイントクラブ会員のお客様への御説明、あるいはサイト訪問者の方への御説明というところを対応しているという状況でございます。

あと、2点目にいただいた、電気通信事業を営む者が取り扱う情報に入るかというところでございますが、この辺りについては、これから法改正の中での外部送信規律についての法の適用対象の考え方も整理されてくる部分があるかと思っておりますので、その点は弊社としましても、その動向を引き続き見させていただきたいと思っております。

あと、3点目の石井先生より頂戴いたしました、プライバシーポリシーの表示箇所の点でございます。御指摘ありがとうございます。確かに、現在トップページから直接リンクが飛ぶような形にはしておる状況ではございますけれども、先生の御指摘のとおり、そうは言っても見つけにくいという要素もあるのもまた事実でありますので、この点につきましては弊社内で改善検討等、今後も引き続き進めてまいりたいと思っております。

あと、申し訳ございません。2点目でおっしゃっていた、「サイトの御利用に当たって」というページへの遷移ですが、こちらもトップページから、「サイトの御利用に当たって」というページがございますので、そちらから遷移することで御確認いただくことが可能となっております。

続きまして、古谷先生から頂戴いたしました、まずプライバシーポリシーの変更履歴ですとか、あるいはその利用目的の御説明等につきましては、御意見を頂戴いたしましてありがとうございます。引き続き弊社の中でも継続して改善検討等してまいりたいと思っております。

それから、3点目で頂戴しました分析状況の具体的内容ですが、宍戸先生からも御紹介いただきました、弊社から御提出しております別紙のほうで少し御紹介をしております。いわゆる御契約内容に基づく各サービス機能の提供、自社サービスの品質維持・向上、アプリシステム等の保全、あるいは新商品等におけるアンケート分析といったものに、現在お客様からいただいた利用者情報、位置情報というものを分析等させていただいているという状況でございます。

以上となります。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。ほかにも小林構成員、山本構成員の御質問、あるいは石井構成員からチャットにおいてスライド21ページの情報収集の遷移もアクセスしやすくしていただきたいという御指摘がありました。時間の関係もございますので、さばき切れなかった御質問等は、別途事務局を通じてメールなどで御対応のほどお願いしたいと思っておりますが、大橋様、丸山様、よろしいですか。

**【大橋氏】** 承知いたしました。よろしくお願ひいたします。

【宋戸主査】      ありがとうございます。

それでは次、事業所モニタリングの2社目でございますが、KDDI株式会社木村様より、資料2-2に基づいて御説明をいただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

【木村氏】      お願いいたします。

弊社ではデータガバナンス室という組織をもって、全社のデータガバナンス及びプライバシーガバナンスの両方を見させていただいております。今日はいただいたお題に関して、プライバシーガバナンス中心に御紹介できればと思っております。

まず取組の全体像です。4点に分けさせていただいていますが、昨年御報告したところもございますので、そこからの差分というところを中心に今日は御紹介できればと思っております。

まず1点目、体制の構築というところで、これまでは社内でプライバシーに関する議論・取組などをさせていただいていたのですが、一事業者の中で議論していると、事業者目線というところに偏りがちというところもありますので、外部の先生方からの御意見をいただく場として、「アドバイザリーボード」というのを昨年2月に設置させていただいております。

このアドバイザリーボードにおいて、特にプライバシーのリスクの高いような案件を議論させていただいたりとか、プライバシー保護の方針を議論させていただくという形を取っております。

次に、姿勢の明文化という観点では、プライバシーや利用者情報のど真ん中というところではないですが、AIの取組に関して原則の策定を行ってまいりました。KDDI及びKDDIグループとしてAIの社会実装を進めていますが、AIにおいてもガバナンスの観点が必要になっているかと思っております、特に弊社では「信頼できるAI」に着目しております、こういったところの研究開発なども行っております。

信頼できるAIを達成するために、昨年8月、適切なAI開発・利活用のためのKDDIグループの原則として「KDDIグループAI開発・利活用原則」を策定し公表させていただいております。これを公開するだけでは意味がないと思っております、これを基にKDDI及びそのグループ会社に対し、AIを利活用、例えば開発する際にどのようなところに気をつければ良いかについて、ルール化や運用などを順次行っていくというところになっております。

3点目が、「KDDIグループAI開発・利活用原則」の運用に関わっている部分ではあるの

ですが、今回のモニタリングにありましたPIAについて、昨年のヒアリングの段階では、PIAを行っていく予定です、準備中だと回答させていただいており、その後、きちんと社内の運用ルールとして定め、プロセス化して取り組んでおります。

その中で、AIのリスクもきちんと見ながら対処するような形を取らせていただいております。また、プライバシーのリスクと、AIの中でも例えば差別とか、データ活用のところはAIを切り離せないところかと思っておりますので、そういったところの関係に関しては、同じフローの中で見させていただくという形を取っております。

また、我々の中で判断し切れない部分というところは出てくる場合がありますので、そのようなものをアドバイザリーボードや経営層に付議していくプロセスを組み込ませていただいております。

4点目が、消費者のとのコミュニケーションというところで、昨年行った大きな施策としては、プライバシーポリシーの改定です。プライバシーポリシーは、これまでももちろん掲載させていただいたのですが、分野別のプライバシーポリシーに分かれていたり、プライバシーポリシーと似たようなことを共通規約として掲載していたりしましたので、きちんと統合して、分かりやすく、そしてその分かりやすさと網羅性を両立するというところを掲げて大幅な改定をさせていただきました。

具体的には、このように左側がビフォーで右側がアフターのような形になっています。今までは、分野別に詳細にプライバシーポリシーを列挙しており、詳しく見たい方にとってみれば、過去のものでも問題なかったのですが、多くのお客様が目にするプライバシーポリシーとして取っつきづらいというところ、分かりづらいところはあったかと思っておりますので、本文をシンプル化するとともに、詳細を全部削るのではなく、別ページにきちんと掲載をするということで、見やすさと網羅性を両立するという形で進めております。

また、プライバシーポリシーだけではなくて、センシティブな同意事項に関して同意を取らせていただくときの画面もリニューアルをしております。こちら改善前と改善後の記載を掲載しているのですが、改善前は、分かりづらい部分やよく見ないと分からない部分があったのかと思っております。ここも階層化を導入し、タイトルで何の同意かというのとは分かりやすく示すことで改善しております。

また、詳しく知りたい方に関しては、吹き出しで少し書かせていただいております。このボタンを押すと詳細な説明が出てくるところで、様々なお客様のニーズを満たしながら、同意画面を提供させていただいております。

また、それぞれチェックボックスを入れられるようにしており、例えば、位置情報は利用しても良いが、広告配信は嫌だというようなお客様もいるかと思っておりますので、そのようなお客様の意思をきちんと反映できるような形を取るために、このようリニューアルをかけさせていただいております。このプライバシーポリシーの改定についても、アドバイザリーボードの先生方に御意見をいただきながらリニューアルを図ってまいりました。

また、同意画面やプライバシーポリシーだけではなく、プライバシーポータルについても以前から提供はしていたのですが、コンテンツを随時追加するという形で、今回は特にデータの利活用の方法と処理の方法を、イラストを用いながら、理解しやすい形で追加をさせていただいております。

オプトアウトへの導線は、前回報告したものと変わってはおりませんが、引き続き継続・改善を図っていきたくと考えております。

このトピックは、モニタリング項目の昨年からの変更点かと思えます。前回の報告時は、他社様のウェブサイトやアプリから我々がお客様のデータを取得するということはございませんと報告しておりましたが、新たな広告配信のビジネスを始めるに当たって、今回から追加させていただいております。

こちらの広告配信の仕組みについて少し御紹介できればと思います。従前、広告業界ですと、cookieをベースに、cookieによりトラッキングされ、様々なウェブサイトでの行動が蓄積されることで、それに合ったターゲティング広告が配信されるという仕組みであったと思います。しかし、我々の今回の仕組みは、IPアドレスを使い、お客様が、例えば他社様も含めて、ウェブサイト、アプリへアクセスした際に、広告リクエストをKDDIに投げてもらい、そのリクエストが飛んできた際の、IPアドレスを使い、例えばこのKDDIの通信サービスのお客様であれば、その人が誰かというところはそのIPアドレスを使って分かりますので、そのお客様の属性に合った広告を返すという仕組みになっております。

このIPアドレスが送られた際に、どのアプリを使ったであったり、ウェブサイトを訪問したといったような、いわゆる行動履歴は蓄積せず、基本的に、KDDIがお客様から同意の上取得しているような属性情報を使いながら広告を配信する仕組みになっております。このような取組を始めるに当たっては、アドバイザリーボードの委員にも御意見をいただきながら進めてまいりました。

同意画面についても、ほかの同意とは分けており、総務省が公表されている「同意取得の在り方に関する参照文書」等を参考にしながら同意を取得しています。その同意をいた

だいたお客様のみ、広告配信に利用されるという形になっております。

また、このような取組は、同意画面だけではなかなか伝わらない部分があるかもしれないと思い、きちんとプライバシーポータルにおいて、色々なイラストを追加しながら、この広告配信の仕組みや、それによって利用されるデータをきちんと明記し、お客様に説明を図っております。

また、オプトアウトの仕組みも、JIAAが定めるインフォメーションアイコンを使いながら、きちんと広告が表示されることからオプトアウト導線も貼っておりますし、また我々が提供しているau IDの管理画面から、広告とは関係ないタイミングでオプトアウトできるというような形とし、2つのラインでオプトアウトの導線を設けております。

最後に、今後もお客様に安心してサービスを利用いただくために、お客様の声を聞きながら、説明等の工夫を進めてまいりますし、当社内及びグループ会社のガバナンスを徹底して改善に努めていきます。

私からのプレゼンは以上です。

**【宋戸主査】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御質問、コメントがあれば承りたいと思いますので、またチャット欄で私にお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは太田構成員、お願いします。

**【太田構成員】** 太田です。御説明ありがとうございました。

今御説明いただいた資料にも関わりますが、モニタリングシートに対して質問をさせていただきたいと思います。

主に3の「他アプリやサイトを経由した情報収集の状況」というところですが、先ほど御説明いただいたようにIPアドレスでマッチングしているため、IPアドレスとか広告識別子を収集しています。取得に当たってお客様から個別に同意を取得していますというのは、先ほどの、KDDIの会員の方であれば、そこで同意の取得はできると思うのですが、その他、会員じゃない方のIPアドレスも収集していると思うのですね。そういったところに関しては、多分同意は取得できていなくて、そういう情報に関してはどういう対応を行っているのか知りたいというのが1点ございます。

次に、3-2でお答えいただいている、「他アプリ提供者やサイト運営者に対して、どのような同意取得や通知を促しているか」というところで、こちらはインフォメーションアイコンのお話で、広告が表示された際のインフォメーションのマークからオプトアウト

の導線があるという説明がされておりますけれども、こちら先ほどのお話と同様で、広告が表示される場所だけからしか情報を収集しているというわけではなくて、広告が表示されないウェブサイトであったりアプリなどでも、情報の収集がされているという認識でございますので、そういったところに関してはどのような対応を行っているのかをお聞きしたいと思います。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。これも一通り御質問を受けて、まとめて御回答いただこうかと思っております。

それでは古谷構成員、お願いします。

**【古谷構成員】** ありがとうございます。古谷です。

私は1点です。AI開発・利活用原則の策定・公表に関してPIAを組み込んだという御説明に関して、運用上、例えば何かリスクを反映して、このように変えたといったような説明ができる実践例があったら教えていただきたいと思っております。

併せて、そういった実践例ができた際に、消費者にきちんと説明しているのかどうかも教えていただきたいと思っております。といいますのは、信頼できるAIを掲げていらっしゃるの、そのためには何らかの説明が必要ではないかと思っております。よろしく願いいたします。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは小林構成員、お願いします。

**【小林構成員】** 小林でございます。先ほどは大変失礼いたしました。

太田構成員からも御質問があったところと重なるのですが、今回、丁寧に御説明いただいて、アドバイザリーボードからも御意見をいただきながら配信されているという広告配信の部分について、かなり高度なことをやられているように思いましたので、もう少し突っ込んで教えてください。13ページになります。

こちらは、IPアドレスがマッチングキーになって、KDDI×Supershipにて提供する広告配信システムのところで、利用者を識別して配信するということですが、この取得するIPアドレスも、必ずしも個人を識別できる場合とできない場合とがあるのかと思っております。それが1対1マッチングなのか、それともある程度幅を持って特定されているのか。ここら辺の確度と、それをどのようにして利用者に関連した配信がされないよう取り扱われているのか、工夫とかがあれば教えていただければと思います。1点だけです。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。様々な御質問が出たところではあるのですが、14ページについてです。これはユーザーの方を対象にした、ある種のターゲティング広告だと思うのですが、そのオプトアウトを提供しているということで、このオプトアウトの実績がどうなっているのかを教えてくださいたいと思います。よろしくお願ひします。

【宍戸主査】 ありがとうございました。それでは、4人の構成員から御質問ありましたので、木村様のほうで御回答をお願いいたします。

【木村氏】 御質問いただきありがとうございます。

まず、最初の太田様の御質問に関して、auユーザー以外のIPアドレスも、その広告の仕組み上送られてくるということは間違いないかと思っております。その場合は、基本的にauユーザーも含めて、送信にあたっては、いわゆるその広告が掲載されている媒体側で、例えばサイトポリシーなどで表示いただいているところで、他の広告事業者様と同じような扱いできちんと明記いただくことをお願いしております。

また、送られてきたそのIPアドレスがauユーザーではなかった場合は、基本的に利用されずに捨てられます。マッチしない場合は破棄されるというような形になっております。

2点目のオプトアウト導線に係る質問に関して、広告が表示された場合のオプトアウト以外については、基本的には広告枠がある場所でしか収集はされません。今回、当社と連携した広告が表示されている枠に関しては、インフォメーションアイコンが出ているはずなので、そのインフォメーションアイコンが出ている場合に収集されることとなっております。そうでない場合は収集されないというふうになっていると理解をしておりますので、ステルスで情報収集しているというパターンはなく、そのような場合のオプトアウト導線は設けていないという形になっております。

古谷様の御質問に関してです。「AI開発・利活用原則」に関してPIAでチェックした例としては、実際、社内でチェックをしている例はございますが、現時点ではサービス化していないものが多く、公開できる事例はなかなかございません。基本的には、2つ目の御質問に近いのですが、消費者に実践例を説明するという点については、サービスが出た際にお伝えできると良いかとは思っておりますし、そのサービスの仕様に反映されることによって、間接的にそのような取組が反映されるのが良いのではないかと考えております。

小林様の御質問に関してです。広告配信のところで個人をきちんと識別できない例もあるのではないかとこのところに関して、基本的には、我々のネットワークで付与している

IPアドレスであれば、そのIPアドレスから我々の提供しているユーザー、au IDと呼ばれるようなIDと紐付けて1対1対応を取れるような考えをしております。

例えば1秒前に割当てが変わったが、その1秒前のデータが送られてきており、他人の情報が返されてしまうということが起こり得るかどうかは、すぐにお答えできませんが、基本的にそのようなことは起こらないと考えて、提供させていただいております。

森先生からのオプトアウトの実績に係る御質問に関してです。オプトアウト率に関しては、申し訳ございませんが公表は控えたいと思っております。検討はさせていただきますが、このタイミングでは控えさせていただきます。

**【宋戸主査】** ありがとうございます。今、御回答いただいたことも含めてですけども、追加で、もしお一方ぐらい何かあればと思いますが、いかがでしょうか。ひとまずよろしいですか。

それでは、KDDI株式会社様への御発表と御質問はひとまずここまでとさせていただきます。

それでは続きまして、ソフトバンク株式会社、岩田様より、資料2-3に基づいて御発表をお願いいたします。

**【岩田氏】** かしこまりました。お願いいたします。ソフトバンクの岩田でございます。

全部で18ページになります。アジェンダですが、弊社は3つのアジェンダを持ってきております。まず1点目で、弊社の体制等についてPIAを中心にお話をさせていただければと思います。それから2点目、利用者情報の取扱いについて、主には昨年度からアップデートした内容として、1年間取り組んできた内容を中心にご説明します。3点目は、弊社が抱えているというか、感じている課題を中心にご説明させていただきます。

まず1点目の弊社の体制でございます。2019年12月、2年半ぐらい前に、社長の直轄組織としてCDO室というものを設置しております。このタイミングで、これまでなかったチーフデータオフィサー（CDO）という役職も定めており、その実行組織としてCDO室が、社長室と同列な形でできております。

CDO室はこの4月も4、5人、人数が増えまして、現在、20~30人程度配備しておりますが、絶賛、中途も募集中ですので、もし良い方がいればぜひ御紹介いただければ、というご案内もさせていただきます。弊社は全社員が2万人程度おりますので、約2万人の社員に対して、データの使い方等を20~30人で目をかけるのは、目こぼしがある可能性があることもあり、図の下の方になるのですが、各事業部門側にデータマネジメントオフィス

(DMO) という出張所のようなところをつくっています。「コンシューマ事業」、「法人事業」と、その横でちょうど点々にさせていただいていますが、大体6個ぐらい大きなくくりがございまして、それぞれにDMOという、例えばコンシューマ事業における私たちのカウンターになる責任者と、その下の実行組織を持ってもらっています。それぞれの事業部門における役員クラスが責任者として立ち、その下に5名から10名ぐらいがおり、私たちの手足というわけではないのですが、カウンターとして一緒に動いております。

それ以外に、図の横にありますセキュリティ部門であったり、IT部門、コンプライアンス部門であったり、またCDOの横に書かせていただいておりますが、外部の弁護士の方とは週2回、定例で時間を押さえておりまして、いろいろ御相談させていただきながら進めているところでございます。

先ほどのお話は組織についてですが、次に責任者のお話でございます。釈迦に説法かと思うのですが、データを守るに当たって、セキュリティの面とシステムの面とかがどうしても密接に関わる場所もありまして、この3C×0を中心にデータの利活用のルール策定などに取り組んでいる状況でございます。CDOができたのは2年半前ですが、弊社の常務が取り組んでおります。

冗談半分というのもあるのですが、今回プレゼンの趣旨も含めて、個人情報を出さない方が良いのではないかという議論が、弊社内であり伏字にしているのですが、本人の同意も取りまして、佐々木という者がここの責任者をやっています。今後、皆様とどこかで関わる機会もあるかもしれませんので、その際はよろしくお願いいたします。なお、この佐々木が個人情報保護管理者となっております。

これが1個目の最後ですが、PIAに関してです。昨年も発表させていただいた際に御説明したとおりで、PIAは実施しているのですが、今回のモニタリングを機に、FY21の1年間の実績を探って、どのくらいあったのかというのを調べてみた結果でございます。大体CDO室で相談を受けている件数が2,000件超です。ここには「これは個人情報ですか」とか、「こういうデータを分析に使っても良いですか」みたいな、ワンストローク、ツーストロークぐらいで回答ができるものも含めて2,000件超ありました。

そのうち、ワンストローク、ツーストロークで回答する質ではないものが250件と書いておりまして、これに関しては詳細にやりたい部門というか、利用したい部門だったりに説明をしてもらって、法務部門やセキュリティ部門同席の上で、それぞれが自分の専門領域に関しては持ち帰り、それぞれがコメントをし、それを全部CDOに集約した形で案件を

判断する、もしくは形を変えろという話をやっているところです。それが250件程度ございました。

これは1件当たり、ざっくり、短いものでも二、三週間、長くなると三、四か月かけて、何度も何度も打合せをして、お客様から不信感を抱かれないように、正しい使い方をするように、指導していくということに取り組んでいます。

次に、2つ目の利用者情報の取扱いについてでございます。主には昨年度からのアップデートの部分になります。昨年何をしてきたかというところですけども、今回、個人情報保護法が改正されるのを機に、プライバシーポリシーを再編し、プライバシーセンターというものをつくっています。プライバシーセンターの中にプライバシーポリシーを包含する形で、新しくプライバシーセンターというものをつくりました。

左側の、古式ゆかしいというか、文章を軸に書いているものから、右側の、少し絵入りで、お客様に分かりやすいという形で、普段ライティングとかコピーライティングをしているような会社さんをお願いをして、お客様がいかにも、こちら辺に興味がなくとも、分かりやすいような文章にしてもらうことを心がけてつくったものでございます。

今、御説明したプライバシーセンターですが、大きくは3つのパートになっております。まず1つ目は行動指針ということで、弊社の方針というか指針を表しているところがございます。それから、2点目はデータの取扱いについて説明をしていて、3点目がいわゆるプライバシーポリシーや法定公表事項の、いわゆる一般のお客様が読むというよりは詳しく知りたい方が読むようなものを置いているという、そのような形でございます。ちなみに、全ページで大体40~50ページぐらいで構成しています。

まず1つ目の行動指針については、ここに書いてある5つの点で明確に行動指針として定めております。読み上げませんが、目を追っていただければ幸いです。

それから2つ目のデータの取扱いについては、左側にありますが、パーソナルデータということで、そもそもお客様からしたら、まずはパーソナルデータという言葉の定義をしないと伝わらないところです。パーソナルデータとは何かという話と、それをどこで取得しているか、それからそれをどのように利用していくか、その情報をどこに連携していくか、どのように保護していくかという、このような観点で整理して、「パーソナルデータの利用」をクリックしていただくと右のようなページが出て、具体的には、お手続きやカスタマーサポートで利用しているというような形の説明をしております。

もう一つ、データの取扱いに関しては、今お話した内容は知る方向ですが、管理すると

いう方向で、いわゆるダッシュボードであるとか、お客様が停止したい、消去してほしいといったような、開示請求等のお話も、ここの導線からたどれるようにしてしまして、右側にあるような、お客様御本人がやる場合と、委任の代理人がやる場合と、手続はそれぞれ異なりますので、ここも絵入りで、このような手続を取ると御相談いただけますというところをつくっています。

3つ目になります。最後になりますが、プライバシーポリシーを今回再編しまして、分かりやすくしております。まず第三者提供に関して、このような形で記載をしております。例えばですが、ここに出ている例ですと、料金不払いのために、こういうところに、こういう目的で提供しますよというところを、提供データとともに書いております。これは数が多いので、プラスのマークで書いてありますが、折り畳めるような形にして、極力一覧性で見やすいようにしております。海外移転についても、このような形で、どこに、どのようにという形で書いています。

それから、ターゲティング広告等に関しては、お客様のデータを広告配信に使うときはこのような形ですよというのを、絵入りと、それからオプトアウトをここからできる導線をつくっております。もう一個は、パートナー企業のタグを弊社で埋め込んで、広告サービスとかを使うケースのものです。2つの種類で説明をしていて、それぞれ止められる導線を御案内しているところです。

プライバシーセンター以外に、サイトポリシーとして、例えばGoogleアナリティクスの分析タグが入っていることを説明し、そのサービス提供会社側のオプトアウト導線をリンクで御案内する一覧ページもございます。

今のお話がプライバシーセンターとして、昨年度1年間取り組んできたところです。もう一つは、個人情報の利用実態を、今回しっかり棚卸しをしました。これまでも一覧はあったのですが、何個かに点在しているというか、全部がちゃんこすると一つで確かに見られた状態でした。しかし、今回一覧のマスターをつくり、これをDBに1か所に一元管理し、かつそれをコールセンターの方とつなぐようにするという対応をしました。今後はこのマスターのDBをアップデートしていくという形を、業務フローとしても立てつけております。

利用者情報の取扱いについては、昨年の報告から変更なく、ここに書いてあるような内容でございます。

最後に、未来に向けてということで、弊社が昨年1年取り組んできて感じている課題感

をお話します。1点目は、2点目とも似ているのですが、ボーダーレス時代でデータ流通というのは今後も普通に行われていくという中で、どこまでどうやるのかというような、安心・安全でどう出したら良いのかというのは一点悩ましいところで、これは2点目に関わってくるのですが、海外のベンダーさんに、今回、個人情報保護法が改正になるから、こういう対応をしてほしいというところを説明したところ、GDPRに対応しているから良いでしょう、それでまかなえるでしょう、というような回答が結構あり、なかなか理解をしていただけないというケースも多々あったので、ここら辺が1点感じているところがございます。

最後は、ユーザーの同意疲れについて、引き続き考えていかなければならないと弊社としては考えております。

これは絵として、今の課題感を、箇条書で幾つか書き出してみたもので、関係主体ごとに置いてみたものですが、赤っぽい色の方がどっちかというとガバナンス寄りの話でございます。青っぽい色の方が、ユーザーの思いであったり、今の世の中の流れというか、ビジネス的な方の観点で、これをいかに両立していくかというところは今後も引き続き検討していくところだと感じております。

このページで最後ですが、これからもソフトバンクはお客様のプライバシーを最優先に考えていこうと思っています。

御清聴ありがとうございました。

**【宋戸主査】** 岩田様、ありがとうございました。特に5ページのCD0の方のお名前については、仮名化を剥がしていただいて、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、構成員の皆様から御質問があればまたお受けしたいと思えます。

まず佐藤構成員、お願いいたします。

**【佐藤構成員】** 佐藤でございます。モニタリングシートに「DX時代の企業のプライバシーガバナンスガイドブック」で御参照いただいているとのこと記載がありますが、ありがとうございます。

それで、このガイドブックとも関わるのですが、今回、体制をつくられて、着々と進めていらっしゃることはすごくよく分かった一方で、プライバシーに関わる問題というのは一つの企業の中だけでは分からないところがあって、外部有識者に何か入っていただく、もちろん弁護士もそのうちの一つかもしれませんが、それ以外にも消費者団体の方

も含めた形で見るとという仕組みをとられています。御社でもそうした取組をされていると思うのですが、それについて、何か実施されているのであれば説明していただきたいということが1点目です。

2点目ですけれども、こういったプライバシーやパーソナルデータに関わる取扱いは、ソフトバンク株式会社様だけではなくて、そのパートナー企業を含めた形で実施をしなければいけません。キャリアというのは様々なパートナー企業があり、このポリシーというものを、パートナー企業に、ある意味周知して実施していただかなければいけないわけです。その辺はどのように取り組まれているのかを御説明いただけるとありがたいです。よろしく申し上げます。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。こちらは大変御人気がありますので、まとめてやらせていただきたいと思います。それでは太田構成員、お願いいたします。

**【太田構成員】** 御説明ありがとうございました。

また、モニタリングシートへの回答に対する質問です。「3. 他アプリやサイトを経由した情報収集の状況」というところで、「他社にSBタグを置いてSBがデータを吸い上げている事例はありません。」という回答をいただいているのですが、私が知る限りですと、SoftBank Ads Platformというものがあって、そこはソフトバンクのデータと他社のデータを掛け合わせて広告の配信などを行っていると思います。そちらは、ソフトバンクのタグを置いて、ソフトバンクがデータを収集しているという事例に当たるのではないかと思います。

もう一つ思い当たるのが、これは他アプリやサイトを経由してなので違うかもしれませんが、ソフトバンク株式会社とシナラシステムズジャパンをでやっている来店計測などで、ソフトバンク株式会社のWi-Fiスポットなどからもデータを収集していると思っており、それらに関して、ほかのところからソフトバンク株式会社が情報収集しているという実態があるように僕は感じているのですが、その辺りについてとどのような認識なのかをお聞きしたいと思いました。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは、次に小林構成員、お願いします。

**【小林構成員】** ありがとうございます。2点御質問いたします。

1点目は、佐藤構成員の御質問にも関係するのですが、CDO室を設けて、20~30人いらっしゃる、もっと人も増やすということをPRされていましたが、ここの方たちというのは、

純粹にプライバシー保護を担っている方たちがメインなのか、それともデータ活用というミッションも負った方たちが同じ部屋にいらっしゃるのかを聞きたいです。

特に、CDOという呼称が使われているので、利用と保護の両立というところをかなり意識した役職・室名のようにも思えますので、どのようなバランスになっているのかお聞きしたいのが1点目です。

2点目になります。これは今回のモニタリング項目で追加されたサイトの外部送信の項目で、17ページのところになるのですが、株式会社NTTドコモのように、外部送信しているようなモジュールについて一覧で、オプトアウトできるというようなツールが出てくるのは大変よろしいなと思いつつ、こちらにたどり着くのが非常に難しい印象がありました。

このサイト、プライバシーポリシーにもリンクはありませんし、プライバシーセンターからたどっていても、同じようなページがたくさんあって、正直まだ、直接ずばりのこのページにアクセスしにくいという印象があるのですが、ここについては、ソフトバンクで、このようなサイトを利用者の方にどのようなステップでお伝えしていくべきなのかであったり、何ステップでお届けするようなものなのか、何か設計思想などがもしあれば、御教示いただきたいと思いました。

以上2点です。

**【宋戸主査】** ありがとうございます。それでは板倉構成員、コメントであるということですが、いただければと思います。お願いいたします。

**【板倉構成員】** ソフトバンク株式会社の説明で、個人関連情報等の扱いだと思いますが、外国の事業者とやり取りするのが大変だったとありました。これは対応していた弁護士もみんな苦労してしまっていて、外国第三者ガイドラインの英訳がないのです。外国第三者ガイドラインを説明しないと、外国の事業者は絶対言うことを聞いてくれないのですが、英訳が全くないので、せめて概要スライドの英訳はないと無理だったと思いました。

今回、また外部送信も外国事業者とやり取りが出るとありますので、説明のためのスライドをぜひ政府のほうで作っていただいたほうが良いと思います。なかなかこっちで説明しても、英語で説明しても納得してくれないの、政府名義で「これはやらなくてはならない」というものを出さないと円滑に進まないと思いました。忘れないうちに言うておこうと思います。ありがとうございます。

**【宋戸主査】** ありがとうございます。これはまさに電気通信事業分野の個人情報を共

管いただいている、個人情報保護委員会様でぜひ御検討いただければと思います。また総務省でも御協力・御検討いただければと思います。

それでは、続いて古谷構成員、お願いいたします。

**【古谷構成員】** ありがとうございます。先ほど接続不安定だったので、小林構成員と重なるかもしれませんが、質問させていただきます。

CD0室について説明があった際に、社内外と連携で法令視点と事業視点の最適解という形の説明があったのですが、そこに社会視点あるいは利用者視点というのはどうなるのだろうというのを疑問に思いました。当然PIAの実施であるとか、プライバシーポリシーについて、お客様への配慮だとか視点というのは御説明を伺ったのですが、CD0室にはそういった視点は無いのか、あるいはその視点は別のところで考慮しているのかというところを教えてください。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは、この後、生貝構成員、それから森構成員から伺って、まとめてお答えいただくこととなります。生貝構成員、お願いします。

**【生貝構成員】** ありがとうございます。僕から先ほど板倉構成員からコメントがあったところについて、1点だけ関連しての質問となります。

特にこれは海外ベンダーと言ったとき、どういったサービス、プロダクトを御提供されている方々との関係が特に課題になるのかということ、もし教えていただけることがあれば、ありがたいと思います。

以上です。

**【宍戸主査】** それでは森構成員、お願いいたします。

**【森構成員】** 御説明ありがとうございます。私は資料のターゲティング広告についてお聞きしたいと思っております。

ターゲティング広告①15ページと、ターゲティング広告②16ページですけれども、①と②の違いは、①に関する15ページの一番左側のところを拝見しますと、お客様からお預かりしているパーソナルデータということですので、こちらが利用契約となるユーザーの人で、その名前も分かっているという人の話で、②の方がそうではなくて、利用契約はないけれども、ソフトバンク株式会社が広告事業者として対峙する、広いインターネットユーザーであるという区別なのかと理解しましたが、それで良いでしょうか。

もう一つは、そうしますと①、お客様のユーザーの方、利用契約になる方ですけれども、

そちらについてのマッチングは、利用者として実際に知っている情報に基づいてそれを仮名化してマッチングしているというような御説明ですが、こちらで②の方のその外部の広告のパートナー企業のデータベースをお使いにはならないのでしょうか。教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、たくさん御質問が出ておりますが、可能な範囲で岩田様の方からお願いいたします。

【岩田氏】 まず1点目のプライバシーの問題に外部弁護士の方だけではなくて、外部有識者の方に入ってもらってであったり、そのような取組は今後検討していきたいと思っております。外部弁護士以外に相談していないかということ、弊社のグループ会社であるZホールディングス、ヤフー、LINEも含めて、そちらではどう考えているのか、そちらで検討している、もしくはアドバイザリーボード等でどのような見解が出ているのかというのは連携しながらやっておりますが、おっしゃるとおり、それ以外でも消費者団体の方とかに直接入っていただくというのは今後考えていきたいと思っております。

それから2点目ですが、プライバシー対策として、パートナー企業というか、お付き合いのある企業さんにどのように実施をしているかというところですが、基本的には委託先と子会社へ覚書等を締結しております。これは今回を機に、改めて個人情報保護法改正分も含めて、こういう内容でアップデートして覚書をやりたい、締結したいという話を各所にまいて、色々なところから厳しい、これはのめないなみたいな話もあったのですが、そこは会話をしながら締結していったところです。

それから3点目で、太田さんからの御指摘についてです。まずSoftBank Ads Platformという話が出たのですが、今回を機に、弊社はそのサービスをやめる方向で進めておりますので、このケースは今回なしになる予定でございます。というよりか、もうそのようになっていると思います。

2つ目のシナラのところは、他社というよりはシナラシステムズジャパンを私どもが委託先として使っているため、弊社としてはソフトバンクの人格として取得しているという形で捉えております。これで回答になっているか分からないですが、そのような回答をさせていただきます。

それから次の御質問で、CDO室がプライバシー保護だけなのか、データ活用視点の人も、30人中にいるのかという話ですが、理念として、発足当時は利活用にも行けたら良いという話だったのですが、現在は98%もう保護側で、守り側を一生懸命この2年半やってき

ているところです。もう一、二年は少し守りを中心に動いていく形になるかと思います。その先は活用側にも行けたら良いとは思っていますが、今時点でいうと98%は守り側となっています。

それから、外部送信のところがたどりづらいというところですが、御指摘ありがとうございます。導線思想設計というところで見ますと、サイトポリシーという方に置いていまして、プライバシーポリシー、プライバシーセンターとは別で、ウェブサイトに訪れた方に向けてのサイトポリシーというところに、この導線を置いております。例えば、このサイトは、OSとして、ブラウザとして何を推奨しているかとか、例えばAdobeのプラグインが入っているとか、ウェブサイトを普通に訪れた方向けに、アクセシビリティ等を含めてプライバシーについて書く、別のページがございまして、そちらに置いているというのが現状です。

それから、板倉先生がおっしゃっていた、外国事業者の件はぜひよろしく願います。

その次、法令視点と事業者視点しか書いていないという話ですが、失礼しました。文字数の関係だけのことでして、当然ですけれども、利用者視点も社会的な視点というか、今の世の中に受け入れられるか受け入れられないかという点も含めて、考えて対応しています。失礼しました。

それから、どのような事業者との話合いが厳しいなと感じたかというところですが、主には海外のクラウドベンダーで、少し名前を挙げるのは控えさせていただきますが、海外のクラウドベンダーのジャパン側の責任者と弊社のCIO・CDO両者含めて、多いところで5、6回会合をして、意図を伝え、一度持ち帰っていただいて本国に行って、みたいな形のやり取りを数か月かけてやり、なかなか厳しかったというのが弊社の所感になります。ざっくり海外クラウドベンダーで十数社、そのような対応をしたところがございます。

それから森先生のお話ですが、申し訳ございません、私が今きちんと理解しているか自信がないので、後ほど別途メールで御回答させていただければと思うのですが、私の理解では1と2の区別は、森先生のおっしゃっていただいた内容で正しいと思います。別途きちんと内容確認して、御回答させていただければと思います。

こちらで質問に全て回答したつもりですけれども、抜けているよというのがございましたら、ぜひ御指摘ください。

**【宍戸主査】** 何かございますか。よろしいですか。

それでは、このラウンドはひとまずここまでとさせていただきます。ありがとうございます

ました。

【岩田氏】      こちらこそありがとうございました。

【宍戸主査】      それでは、事業者モニタリングの4社目になります。楽天モバイル株式会社、鴻池様より、資料2-4により発表をお願いいたします。

【鴻池氏】      楽天モバイルの鴻池でございます。それでは、始めさせていただきます。

資料2-4に従いまして、弊社の利用者情報の取扱いについて御説明させていただきたいと思います。2枚おめくりください。

3ページ目になります。本日のアジェンダについて御説明させていただきます。左側に記載しております、今回いただいたヒアリング項目に沿いまして、大きく4つ御説明させていただきます。

1つ目に、個人情報保護管理者の設置状況を含む弊社及び楽天グループの個人情報管理体制の御説明、2つ目に、どのような場面でどのような情報を取得しているかに関する取得情報や取得方法の御説明、3つ目に、取得した情報をどのように利用しているかに関する情報の利用についての御説明、そして最後に、参照しているガイドラインや弊社のプライバシーポリシーの表示に関して、各種ポリシーについての御説明をさせていただきたいと思います。いずれの項目につきましても、お客様からお預かりしております、大切な個人情報を適切に取り扱っておりますことを御説明させていただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。4ページ目になります。本日のアジェンダの詳細になりますが、昨年御説明したのものから新たに追加で御説明させていただく項目に、「NEW」の文字を入れさせていただきましたので、御参照ください。

次のページをお願いします。まず、個人情報保護管理者の設置状況を含む情報保護管理体制、こちらにつきまして御説明させていただきます。

次のページをお願いします。6ページ目になります。今年度新たに追加したページでございます。楽天グループは、子会社や関連会社を含むグループ全体で、世界水準の要件に沿った強固なプライバシーガバナンス体制を構築しております。楽天モバイルを含む各グループ会社には、プライバシーオフィサーと呼ばれる個人情報保護管理者に相当する責任者が設置され、楽天グループ株式会社に設置されたグループ全体の情報管理を所管するグローバルプライバシーオフィスと連携して、プライバシーオフィサーが各社の情報管理を実施しております。グローバルプライバシーオフィスは、各グループのプライバシーオフ

ィサーと連携し、グループ全体のモニタリング結果を委員会や経営会議に適時報告しております。

なお、楽天モバイルでは、プライバシーオフィサーは法務部長が兼任しており、先ほど申し上げたグローバルプライバシーオフィスと連携して、情報管理を行いながら社内のプライバシーガバナンスの責任者としての職務を担っております。

次のページになります。続きまして、どのような場面でのどのような情報を取得しているかといったものにつきまして御説明申し上げます。

次のページをお願いします。8ページ目になります。当社は、回線サービスを利用される全てのお客様から利用情報及び位置情報を取得しております。位置情報につきましては、電気通信事業における十分な匿名化に関するガイドラインにのっとり、十分な匿名化により加工した位置情報を含むお客様情報を弊社が提供するサービスの品質向上や支援サービスの企画開発等に利用しております。

次のページをお願いいたします。9ページ目になります。弊社の回線サービスを契約する際は、楽天IDの作成が必須であり、利用者情報の取扱いについて説明した楽天のプライバシーポリシーに全てのお客様に同意いただいております。また、プライバシーポリシーにつきましても、回線契約を行う全てのお客様から同意を取得しております。

次のページをお願いいたします。10ページ目から12ページ目までの部分につきましては、取得している利用者情報の項目及び利用目的を御説明している、弊社の利用者情報の取扱いについてと、十分な匿名化による加工した位置情報の取扱いについてを掲載しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

少し飛んで、13ページ目をお願いいたします。こちらは災害や緊急情報に関する重要なお知らせや、広告の個別配信のため、位置情報等をプライバシーに配慮して利用しております。利用に関しましては、回線契約の申込み時に個別明確にお客様から同意をいただいております。同意をせずに回線契約を御利用いただくことも可能ですし、同意したお客様も事後にオプトアウトすることも可能でございます。

次のページをお願いいたします。14ページ目になります。弊社が提供しておりますアプリ等のその他のサービス利用時には、個別のプライバシーポリシーを用意し、サービスの利用時に同意を取得しております。こちらにつきましても、お客様が個別明確に許可している場合のみ位置情報を取得しております。

次のページをお願いいたします。15ページ目になります。こちらは今年新たに追加した

ページでございます。弊社が運営するアプリには、親会社である楽天グループ株式会社や、子会社が提供する情報収集モジュールが組み込まれているものがございます。主にアプリの利用状況に関する情報の取得や、弊社のサイト来訪に関する情報等を取得しております。

情報収集モジュールの組み込みがある場合にはアプリにおけるプライバシーポリシーに、情報収集モジュールの提供者や取得する利用者情報、提供者のプライバシーポリシーへのリンクを記載しております。ここまでが取得している情報やその取得方法についての御説明でございます。。

次のページをお願いします。取得した情報をどのように利用しているかについて御説明申し上げます。

17ページ目でございます。弊社は、お客様の個人情報を弊社が提供しているサービスや商品の開発・提案・改善等のために利用しております。いずれの場合も、各種ガイドラインを遵守し、利用目的に必要な範囲内で個人情報を利用しております。また、私たちがお客様の個人情報をどのような目的のために取得し、利用・保管しているかについては、イラストや具体例を用いてウェブサイトにてお客様に分かりやすく御説明しております。

次のページをお願いいたします。18ページ目になります。こちらは、弊社では、お客様への価値提供及び有益なキャンペーンや広告等の配信のため、お客様から弊社のプライバシーポリシーに同意をいただく上で、楽天グループへの利用者情報を提供しております。

次のページをお願いいたします。19ページ目になります。こちらは、位置情報と、位置情報以外の情報、例えば加入者情報等を組み合わせた分析、利用状況につきまして、構成員限りの情報として記載させていただいております。説明はここでは割愛させていただきたいと思っております。

次のページをお願いします。20ページ目になります。こちらのページも今年度新たに追加したページでございます。令和2年改正個人情報保護法の施行に伴い、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説において、お客様の個人情報等について、本人の同意なく不必要に広告のセグメント情報を広告配信、その他の行為に用いないようにすることが望ましいとの見解が示されました。これを受けまして、広告の利用を目的として、外部のプラットフォームデータと自社保有データ等を突合し分析することにつきましては、プライバシーポリシーへの説明を新たに追加しております。

なお、プライバシーポリシーの変更については、効力発生の前後の期間におきまして、相当期間、当社のウェブサイトや会員向けのポータルにてお知らせを掲示することで周知

を図らせていただいております。

次のページになります。最後に参照しているガイドラインや弊社のプライバシーポリシーの表示に関しまして御説明させていただきます。こちらの項目は昨年からの追加はございませんので、簡単に御説明させていただく形にします。

次のページをお願いいたします。22ページ目になります。こちらに掲載しておりますガイドラインのほか、スマートフォン プライバシー イニシアティブ、位置情報プライバシーレポート、同意取得の在り方に関する参考文書などを遵守して、利用者情報の取扱いを行っている形になります。

次のページをお願いいたします。23ページ目になります。弊社のプライバシーポリシーについては、ウェブサイトのトップ画面、こちらをどなたでも常時閲覧いただくことが可能でございます。サービスの御利用に当たり、お客様自身の情報がどのように取り扱われるか、十分御理解いただけるよう取り組んでおります。

以上、駆け足になりましたが、こちら弊社の利用者情報の取扱いについて御説明を申しました。説明は以上になります。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について御質問、御意見、コメントがありましたら、チャット欄で私にお知らせいただければと思います。

それでは佐藤構成員、例によって一番やりをお願いいたします。

**【佐藤構成員】** 国立情報学研究所の佐藤でございます。

2点ほどお伺いをしたいです。まず1点目としては、途中で情報収集モジュールという用語が使われていて、これはある意味で便利な言葉ですが、恐らく消費者の方、利用者の方は想像がつかないところもあって、具体的にその辺をどういう補足をされているのかというのをお伺いしたいです。というのは情報収集モジュールはかなり広いわけです。アプリケーションも含まれるかもしれないし、ライブラリーも含まれるかもしれなくて、そこを説明しないと理解されないのでは、どうされているのかについてが1点目となります。

2点目ですが、御社の場合、多くのグループ企業を抱えていて、またそのグループ企業の業種も非常に広いところでは、そこに情報を提供されていたときに、今いただいた御説明ですと、楽天モバイル株式会社の中におけるその利用目的に関しては、御説明をするということをお伝えいただきましたが、第三者提供先を含めて、どのように説明をするのかというのが、グループ企業とまとめてしまうと、恐らく消費者にも伝わらないし、いろいろと消費者が思っているものと違う使われ方というのは出てくるかと思うので、その辺

りはどういふふうには配慮されているかをお教えいただければ幸いです。

以上です。

**【宋戸主査】** ありがとうございます。これもまとめてということにさせていただきたいと思います。それでは、次に寺田構成員、お願いいたします。

**【寺田構成員】** よろしく申し上げます。6ページの体制についてのところで少し教えていただきたいと思います。グループとして全体を見ていくという形、その方向性というのはよく分かるのですが、個々の各社が何をされているのか、特に楽天モバイル株式会社がどのように考えて体制を組んでいらっしゃるのかが見えないので、そこについてお聞きしたいと思います。

この図にある考え方ですが、個社の上に、管理するという体制としてグループの体制があるという考え方なのか、それとも個社のそれぞれの機能を外出しにして、グループ全体で何らかの支援等を見ていくという、そういった体制の仕方、組み方なのか、どちらであるかを教えていただきたいというのが1点目です。

恐らく前者だとは思っているのですが、前者の場合、個々の、特に楽天モバイル株式会社の体制はこのように単純なものではなくて、もう少し複雑になっていて、各事業部門との関係であったり、そこでの体制の組み方がどうなっているのかといったことをもう少し教えていただきたいと思います。

特に気になっているのが、プライバシーオフィサーの位置づけです。GDPRに則ったものということであれば、独立した位置づけであると思うのですが、そのような形ではなく、一部門長であるということと、役員レベルでもなさそうに見えますので、その辺の理由を教えてくださいませんか。

以上になります。

**【宋戸主査】** ありがとうございます。それでは、次に森構成員、お願いいたします。

**【森構成員】** 御説明ありがとうございました。広告のことについてお尋ねしたいと思います。

20ページで規約を改定されまして、個人情報及び個人関連情報を広告配信に利用することがあるとお書きいただいています。これは御社の、「当社は当社が管理するお客様の個人情報及び個人関連情報を」ということで、御社から外に出ていく話だと思います。最後のところに、「この場合、当該第三者」、広告事業者だと思いますが、「当社から依頼された広告配信のために、お客様の個人情報または個人関連情報を利用します」ということ

ですので、その提供されたデータ、そのうち特に個人関連情報、ウェブ閲覧履歴みたいなものというのは、もう御社を広告主とする広告にしか利用されないということで良いのでしょうかということが1点です。

それからもう一つは、これは個人関連情報が外部に出ていく話だったのですが、御社自身も広告配信事業をされると思います。外から個人関連情報を購入して、あるいは何らかの形で導入して、それを使って広告配信をされることはないのでしょうか。また、もしあるとするとどのように説明されているのでしょうか。教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

【宍戸主査】 それでは古谷構成員、お願いいたします。

【古谷構成員】 ありがとうございます。古谷です。

私からは1点、利用者が、自己が提供する、あるいは提供したデータをコントロールするための何らかの取組、そういったものを整理して教えていただければと思います。

よろしくをお願いいたします。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、ここでひとまずまとめて、鴻池様から御回答をお願いいたします。

【鴻池氏】 楽天モバイルの佐藤さんから回答をお願いしますでしょうか。

【宍戸主査】 ぜひ。それでは、お願いいたします。

【佐藤氏】 承知しました。

まず情報収集モジュールについて、消費者には分かりにくい言葉ではないかという御質問をいただきました。こちらにつきましては、情報収集モジュールとは、当社以外の情報収集モジュール提供者が提供するアプリケーションに組み込んで利用される一連のプログラムというふうに御理解いただければと思います。利用者情報を取得するための機能を持っております。

こちらについては、モジュールを利用して収集しているという情報も、あくまで楽天モバイルとして収集利用しているということになりますので、プライバシーポリシーの、情報の種類と目的の組合せという中で内包されているというように理解しております。

続きまして、グループ企業への情報提供と利用目的について御質問をいただいたかと思っております。こちらにつきましても、楽天モバイルと同様に、項目と利用目的の組合せというのをプライバシーポリシーで掲載させていただいております。何がグループかというところにつきましては、IRのグループの一覧リストへのリンクを掲載させていただいて、分か

りやすいように努めております。

グループ全体の体制について分かりにくい、もっと具体的にというような御質問も頂戴したかと思っております。ここにつきまして、楽天グループ全体でのプライバシーガバナンスが、先ほど鴻池から説明があった図になっておりまして、各事業体にプライバシーオフィサーという者がいまして、それを取りまとめて本社のほうで管轄されているというようなガバナンスの利かせ方になっております。各会社それぞれのプライバシーオフィサーについては、特に役員に絞るとかというようなことをしておりませんで、我々としては実務優先で、何か問合せがあったときに比較的簡単に答えられる者が任命されるべきと考えておりました。

ほかの御質問として、外から個人関連情報を購入することはあるかというような御質問もいただいたかと思いますが、これは現状ございません。

質問の対応が前後してしまいましたけれども、利用者がコントロールするための取組についても御質問いただいていたかと思えます。こちらは楽天グループ株の広告配信システムというのを使用しておりまして、このオプトアウトの仕組みについても御用意しております。これについても記載をしております、同時にGPSの位置情報についてですが、こちらは利用者端末のほうでオプトアウトが可能なように設定しております。

幾つか質問いただいておりますが、もし何かございましたら、御質問を追加でいただければと思います。

**【宋戸主査】** 佐藤構成員、追加で何かございますか。

**【佐藤構成員】** 追加というより、多分意図が伝わっていなかったと思うのですが、情報収集モジュールに関しては、利用者の方がその言葉をもって、どういうものなのか、またどういう情報が収集されるのかということが、想像がつかないため、それを説明されていますかということです。技術者向けの定義を聞いているわけではないという意図でした。

それからグループ各社に関しては、別に私としてはグループの体制に関しては一言も聞いておらず、各グループ会社が第三者提供によって取得した情報をどのように利用するかということ、説明をどういうふうにされているのかということをお伺いしたかったところです。拝見する限り、グループ会社でひとまとめにされていますが、様々なグループで、それも多業種に含まれていますから、利用の仕方はばらばらだと思いますので、それをどう説明されているかという質問の意図でしたが、時間もないので、回答はまた文書などでも結構でございます。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。若干お時間があるので、もし、佐藤様、あるいは楽天モバイル株式会社のほうで、今の佐藤構成員の御質問に御回答いただける部分がありますか。

【佐藤氏】 こちらにつきましては、追って御回答させていただいたほうがよろしいかと思っておりますので、御異存なければそのように対応させていただければと思います。

【宍戸主査】 承知しました。ありがとうございます。

それで、これで一通り、4社様への御質問が終わったのかと思うのですが、古谷構成員、何かございますか。

【古谷構成員】 少しだけお願いします。利用者がコントロールするための方法などを整理して、と伺ったのですが、一部オプトアウトのことだけしか説明がありませんでした。そのほかには全くコントロールするための方策なり工夫は用意していないと解釈してよろしいでしょうか。もし追って御説明があれば助かります。

【宍戸主査】 楽天モバイル株式会社様、今の点も後で御回答いただけるということ、整理して御回答いただけるということでよろしいですか。

【佐藤氏】 はい、そのようにさせていただければと考えております。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それで、これで4社への御質問あるいは御回答、寺田構成員からも後で御回答をいただきたいとチャット欄でありますので、そのようにさせていただきたいと思っております。

それで若干時間がございますので、全体を通して皆様から何かございましたら承りたいと思っております。

その際ですけれども、株式会社NTTドコモ様への御質問の時間を少し早く切り上げてしまつて、小林構成員、それから山本構成員の御質問を1回スキップさせていただいたので、もしよろしければ、それぞれ御質問いただければと思いますが。

まず小林構成員、いかがでしょうか。

【小林構成員】 ありがとうございます。水を向けていただきまして大変助かります。

株式会社NTTドコモ様への御質問は資料の7ページになります。利用者情報のプロファイリング・セグメント化のスライドになりますが、こちらは大変丁寧に御説明されていてよろしいなと思いつつ、「人種・社会的な身分・信条・その他人に知られたくないセンシティブな内容の推測はいたしません」とされており、ここについて恐らく事業者等は、こ

のような要配慮個人情報のカテゴリであれば、明確にばちっと分かるのだとは思いますが、「その他人に知られたくないセンシティブ」な部分というものについては、コンテツによる部分もかなり大きいのかと思っております。

ここについて、御社の中で、PIAをたくさんやられているということですが、そういうものを通じて、何か基準のようなものを社内で構築するのかがであったり、非常に時間がかかるかと思っておりますが、ここをどのように皆さんの中で検討されているのかというのをもし共有いただけたらありがたいです。

その上で、こうしたプロファイリングした情報というのは、必ずしも現在の個人情報保護法の解釈では、個人情報の分類に入るわけではないようですが、こういったものに対して、もし本人のほうから開示してほしいというような請求があった際には、御対応されることがあるのかどうか、そもそもそういうものも含めて出しているのか、それともそういったものはあえて出さないようにしているのか、そこら辺のお話も、もし可能な範囲でお聞かせいただければと思います。

【宍戸主査】 ありがとうございます。次に山本構成員、お願いいたします。

【山本主査代理】 山本です。ありがとうございます。今日いろいろ各社様、プレゼンをしていただいて、大変よく理解できたところがございます。

特に株式会社NTTドコモ様に御質問しようとしたところというのは、ダッシュボード等に関して非常に取組が進んでいるように思いました。結局ダッシュボードのような取組をした際のある種の効果測定のようなところかと思うのですが、実際に今どれぐらいの方がこういった仕組みを利用しているのか等、そういった利用実態が分かると、なお取組の進捗状況ですとか実効性がよく分かるのかと感じたところでございます。ですので、その点がもしお分かりであればお聞きしたいというのが質問の趣旨でした。

以上です。ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、株式会社NTTドコモ様、今の小林、山本両構成員からの御質問に御回答いただけてよろしいですか。

【大橋氏】 ドコモの大橋でございます。

まず最初の質問、プロファイリングにつきましては、社内で取扱いに関するガイドラインを設定しておりまして、それに基づきましてプロファイリングを行っております。また、プロファイリング利用をする際は、PIA評価等も行いながら進めているところでございます。また、そうしたものが開示請求があった場合の取扱いにつきましては、法令に従って

対応をさせていただければと思っております。

山本構成員から御質問いただきました、ダッシュボードのアクセスのところに付きまして、具体的な数字等を、こういう平場で申し上げるのははばかれるところもありますので、また別途御回答させていただければと思っております。

以上でございます。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは太田構成員、お願いいたします。

**【太田構成員】** ありがとうございます。全体コメントというか、事務局への要望でもあるのですが、モニタリングシートのモニタリング項目3.3と3.4について、質問の意図が、恐らく各社に伝わっておらず、質問の意図を異なって認識して回答をしてしまっているのでは、質問の趣旨を明確化して、もう少しきちんと回答を改めていただいたほうが良いのではないかと思います。このことが、1つ目です。

もう一つが、今お話を各社から聞いていて思ったのですが、各社は、広告データの利用に関しては、自社でやっているというよりも、株式会社NTTドコモであったらDtoCですとか、KDDI株式会社であったらSupership株式会社・株式会社mediba、ソフトバンク株式会社であったら株式会社ジーニー、楽天モバイル株式会社であったら親会社の楽天グループ株式会社など、別の会社で自社のものという各社のデータを使った広告ソリューションをやっていたりすると思っているので、何か広告データの利用自体に関してはグループ会社で、データを扱っている企業に詳細をお聞きした方が良いのではないかと感じました。

最後の1点ですが、少し気になったソフトバンク株式会社とシナラシステムズジャパンの来店計測について、ソフトバンク株式会社が主体でデータを収集しているというのはそうですが、収集しているのが町なかの店舗等に設置したWi-Fiルーターからのデータ収集なので、こちらは別途になるかもしれませんが、そうした位置情報の収集に関してはもう少し深掘りをしたほうが良いのではないかと思います。

以上です。

**【宍戸主査】** 事務局と4社様とのこの後のコミュニケーションも含めて、ありがとうございました。私の方でも気をつけたいと思います。

それでは寺田構成員、お願いいたします。

**【寺田構成員】** ありがとうございます。最後に、全社各社にお聞きしたいと思うことが1点ございます。

データポータビリティ、今の時点で詳しく考えるというか、突っ込むというところでは

ないと思いますが、今回のモニタリングからデータポータビリティというのが入りました。この中の書きぶりが少し気になりまして、「現在」あるいは「現在は」という書き方で、「対応していません」という記述の仕方になっていらっしゃると思います。1社は「なし」ということになっているのですが、この辺に関して、データポータビリティについて各社は検討されているのでしょうか。もし検討されているのであれば、どのようなことを検討されているのかということをお教えいただければありがたいと思いました。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、順番にお伺いをいたします。

まず株式会社NTTドコモ様、いかがでしょうか。

【大橋氏】 ドコモでございます。現時点ではこうした検討も行っていないというところでございます。今後必要に応じて実施してまいりたいと思います。

【宍戸主査】 ありがとうございます。次にKDDI株式会社様、いかがでしょうか。

【木村氏】 KDDI木村です。当社も具体的な検討は行ってはおりませんが、領域によって、例えばヘルスケア領域などは必要にはなってくるだろうとは考えながら、ユーザーニーズやサービスの動向などを見ながら準備していきたいと思っております。

【宍戸主査】 ありがとうございます。次にソフトバンク株式会社様、お願いします。

【岩田氏】 同じく具体的な検討はしていないのですが、具体的なユースケースが想定できてないところがございます。やった体だけは取ってもしようがないと思っておりますので、実でお客様がこういうケースだったらデータポータビリティしたいというケースとして、どのようなケースがあるかを議論はしているのですが、なかなかこれだというものがないというところもあり、検討はそこから先に進んでいないというのが実態でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。最後、楽天モバイル株式会社様、お願いいたします。

【佐藤氏】 私どものほうも、各社様とほぼほぼ同じでして、今現在では特段、検討の必要をあまり感じておりませんでした。ですが、今後、世の中の動向等を見据えまして、意味のあるものとして検討していきたいと考えております。

【宍戸主査】 ありがとうございます。寺田構成員、よろしいですか。

【寺田構成員】 はい、大丈夫です。ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、御質問に対して、必ずしも構成員

から御回答いただけていないという部分も含めて、少し御質問、あるいは整理して事務局と4社様の間で調整をいただいて、さらなるインプットをいただければと思います。

本当に、4社様、本日はモニタリングに応じていただき、ありがとうございました。私からも御礼を申し上げたいと思います。

その他、事務局より御連絡事項があればお願いをいたします。

**【丸山消費者行政第二課課長補佐】** 事務局の丸山です。皆様お答えをいただきまして、ありがとうございました。

今後については、主査からありましたとおり、事務局のほうで整理して、また御連絡等させていただきます。なお次回会合につきましては、来週4月27日水曜日の10時から12時までを予定しております。

事務局からは以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございました。これにて本日の議事は全て終了いたしました。以上でプラットフォームサービスに関する研究会プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ第11回会合を終了とさせていただきます。お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございました。